

令和8年江南市教育委員会6月定例会会議録

開催年月日 令和8年6月3日（水）

場 所 江南市防災センター 災害対策本部会議室

出席委員	教 育 長	高 田 和 明
	教育長職務代理者	山 田 茂 美
	委 員	岩 田 正 武
	委 員	後 藤 鎮 全
	委 員	蟹 江 由 恵

説明のため出席した職員

教育部長	仙 田 隆 志
健康こども部長	安 達 則 行
教育課長	源 内 隆 哲
教育課管理指導主事（統括幹）	佐 々 恵
生涯学習課長兼少年センター所長	藤 田 明 恵
スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	稲 波 克 純
子育て支援課長	長谷川 崇

事務局職員	教育課主幹兼学校給食センター所長	大 矢 幸 弘
	教育課副主幹	新 田 和 子
	教育課主任	宮 崎 寿 哉

傍 聴 者 数 0名

議 事 日 程	日程第1	会議録署名者の指名
	日程第2	教育長諸案件報告
	日程第3	議案
	第42号	江南市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について
	第43号	宮田・藤ヶ丘地区学校再編プロジェクトチーム委員の委嘱等について
	第44号	江南市教育委員会点検評価員の委嘱について
	第45号	江南市いじめ・不登校対策協議会委員の委嘱について
	第46号	江南市教育支援委員会委員の委嘱について
	第47号	江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員

の委嘱について

第 48 号 「こうなんマーブルタウン」の後援名義使用について

第 49 号 「江南市ゼロカーボンシティ標語募集」の後援名義使用について

第 50 号 「名古屋オーシャンズのふれあいフットサル教室」の後援名義使用について

日程第 4 協議題

1. 江南市議会 6 月定例会教育関係予算提案事項について
2. 江南市立学校における食物アレルギー対応マニュアルの一部改訂について

日程第 5 報告事項

1. 学校基本調査について
2. 江南市私立高等学校等保護者負担軽減助成金交付要綱廃止について
3. 江南市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱等について
4. 江南市公民館運営審議会委員兼江南市社会教育委員について
5. 江南市立図書館運営委員会委員について
6. 江南市立図書館の令和 7 年度事業報告・モニタリング結果について及び令和 8 年度事業計画について
7. 江南市民文化会館の令和 7 年度事業報告・モニタリング結果について及び令和 8 年度事業計画について
8. 専決による江南市教育委員会の後援名義使用承認について
9. 市教育委員会事務局各課行事予定について

午前 9 時 30 分 開会

○教育長 ただいまから、教育委員会 6 月定例会を開会いたします。

△日程第 1 会議録署名者の指名

○教育長 日程第1、会議録署名者には、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において、後藤鎮全委員、蟹江由恵委員を指名いたします。

△日程第2 教育長諸案件報告

1 台風6号の接近にともなう学校給食等の対応

2 いじめ・不登校対策

- いじめの重大化を防ぐための取組
- 低学年からの不登校対策

3 第7次江南市総合計画策定のためのアンケート調査

4 人事（5/8～6/2）

出産休暇 療養休暇 臨時的任用（産休補充・療休補充）
非常勤講師（妊娠補充等）

5 その他

- 市制72周年記念式
 - ・令和8年度市政功労表彰受賞者（教育事業関係は9名）
 - 江南市公民館運営審議会兼江南市社会教育委員会
 - ・令和8年度生涯学習事業施策
 - 江南市中学校職場体験学習実行委員会
 - ・地域とともにすすめるキャリア教育
 - 中学生との意見交換会
 - ・テーマ「10年後も住み続けたい江南」
-

△日程第3 議案第42号 江南市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

○教育長 日程第3、議案に入ります。議案第42号、江南市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

（スポーツ推進課長 資料に基づき説明）

- 教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。
- 後藤委員 この要綱の対象は、江南市に勤務している先生に対してだと思えますが、地域クラブは市内のクラブに限らず、他市町に設置されている地域クラブも含んでいるのかどうか教えてください。
- スポーツ推進課長 江南市での地域クラブで考えております。今現在も教育課では、先生の兼職兼業の申請用紙がありますので、地域クラブの先生たちにもその申請用紙でお願いしていました。新たに行政が行う地域クラブ活動へ展開するため、兼職兼業の要綱の制定を今回行うものでございます。例えば市外など外部で教えられている先生は、従来の兼職兼業の申請書で行うことになります。
- 後藤委員 今まで市内でやっている方も申請様式があったのですね。
- スポーツ推進課長 はい。そのとおりでございます。現在もですが、江南市の地域クラブ活動の先生につきましても、今までの兼職兼業の申請書をいただいて許可をしていましたが、今回は江南市に従事していただく地域クラブの先生に限って、要綱を制定させていただくことになります。
- 岩田委員 部活動の地域展開に関する推進委員会でも少し話題になりましたが、江南市の教職員といった場合に、県費、市費、校務員、給食配膳員など含まれると思いますが、すべての教職員がこの要綱に該当しているのでしょうか。また、もし申請がない場合において、罰則規定はあるのでしょうか。
- スポーツ推進課長 今回のこの制定につきましては、地方公務員法第 38 条及び教育公務員特例法の第 17 条に基づいて、任命権者の許可承認が必要となるという形になりますので、非常勤職員は、兼職兼業には当たらないという形になります。基本的にはその法律に基づいた教育公務員に対して、法的根拠の明確化という形で制定させていただいております。
- 教育長 常勤の先生たち、地方公務員法、教育公務員特例法に該当する方を対象とした要綱であるという認識でよろしかったでしょうか。
- スポーツ推進課長 はい。そのとおりでございます。
- 岩田委員 あと罰則規定についてはどのようなになっていますか。
- スポーツ推進課長 罰則規定はありません。
- 岩田委員 はい。ありがとうございます。罰則規定は私も要らないと思いますが、地域クラブの講師を登録したときに書類が出ているかどうか、ちゃんと確認いただければそれで済むと思いますので、確認の方よろしくお願いします。あと 1 点、この間の部活動の地域展開に関する推進委員会でも非常勤を含むような話をされていませんでしたか。教職員と言ったときに、そのように把握していましたので。
- スポーツ推進課長 兼職兼業のこの申請書は、非常勤の方は提出していただくなくても結構です。コーチ等は指導者登録をしていただくだけで大丈夫ですので、是非お願いしたいです。
- 岩田委員 はい。わかりました。もう 1 点だけお願いします。第 10 条で、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給でということは、地域クラブ活動

に従事する方に、無償あるいは交通費だけで依頼をすることがあり得ると想定しているのかどうか確認をしたいと思います。

○スポーツ推進課長 はい。そのとおりでございます。基本的には皆さん指導者登録をしていただく予定ですが、ボランティアでやりたいという指導者の方がいまして、指導者登録はしていただいています、報酬は受け取っておらず、もし支給されるのであれば、指導者を辞めますとまで言われました。今後そういった方もおみえになる可能性もありますので、条文の中に入れております。

○岩田委員 ありがとうございます。

○山田委員 3点お願いします。まずは単純なことです、第三条第1項第1号に、申請が申請者の意思に反して行われていることとあります。申請は本人が校長に提出して、校長経由で教育委員会という流れのようですが、教育委員会はこの申請者の意思に反しているかどうかということを、何かをもって確認をするのでしょうか。

○スポーツ推進課長 こちらは少し難しいのですが、例えば名前を勝手に書かれたりとか、そのようなことがあるといけませんので、あくまでもご本人が申請をしていただくことを前提としておりますので、この一文を入れております。

○山田委員 本人に自筆してくださいということを、暗に言っているということですね。市教委の方で何か確認する、改めて申請している先生に聞くとかそういうことではないということですね。

○スポーツ推進課長 はい。そのとおりでございます。

○教育長 やりなさいと校長が強要することがあってはいけない、ということでご理解いただければと思います。

○山田委員 わかりました。2点目ですけれども、5ページの申請書の中の3番のところに、従事期間というところがございます。この期間は何年何月何日までという記載になっていますが、年度をまたいでもよいものなのか、年度内で最大申請するものなのか、そこについて教えていただけますでしょうか。

○スポーツ推進課長 基本は1年単位でございます。4月に始まり、翌年の3月末まででございます。この期間に関しましては、年度途中から指導者登録していただける先生方も基本的には3月31日までの間となります。

○山田委員 その辺りのところは明記はしていないようですが、その年の年度末が期限ということよろしいですね。

○スポーツ推進課長 はい。そのとおりでございます。人事異動等により年度末に代わられる先生がいますので、そのことも踏まえ、申請を提出していただくときには必ず年度単位ということと、指導者の保険代についても、年度ごとの支払いになりますので、年度毎の1年間となります。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。3点目となりますが、3ページの第8条と、5ページの申請書の4番の報酬の見込み額のところが関連するのですけれども、申請書4番には報酬の見込み額を書く欄がございます。これは申請するときにこういった金額を報酬として受け取る予定ですということも書

かれるものかと思います。3ページの第8条だと、実際に契約は当事者が責任を持って行うとなっているということは、実際に幾ら報酬が払われたとか、そういったことは本人の責任のもとで契約してくださいということも含んでいると思いますが、実際見込みとして提出したものと差異があっても、それは特に問題はないということで、確定申告等本人の責任でやっていただければよいと思えばよろしいでしょうか。

○スポーツ推進課長 はい。そのとおりでございます。あくまでも見込みでございます。

○山田委員 あくまでもこの見込み額というのは、先生の働く時間数とか、そういったものを把握するために必要な項目ということでよろしいでしょうか。金額自体を把握されて、実際にそれに見合う報酬が正しく支払われているかということを確認するためのものなのかと思いましたので。

○スポーツ推進課長 分かりづらくて申し訳ございません。基本、どのぐらいの時間数をやっていただけるのかを知りたいというのも1つあります。あとは、1年当たりどのぐらいの金額になるということも把握はしておきたいです。当然時間数が分かれば、予算はそれに1,600円を掛けるだけですので、まずは時間数が知りたいと思っております。

○山田委員 申請書の4番の報酬の見込み額のところで、どれぐらい勤務するかという時間数は分かるのでしょうか。時給1時間幾らですということを書くのではなく、何回見込みで働きますということも分かるような書き方をすることでしょうか。

○スポーツ推進課長 はい。

○山田委員 もし時間数等も把握する目的があるのであれば、その目的に沿った回答が得られるような、記入の仕方を指し示された方がよいのではないのでしょうか。

○スポーツ推進課長 こちらの書類をお願いするときには、記載例等を添付し、連絡させていただきます。

○山田委員 はい。ありがとうございます。よろしくお願いします。

○岩田委員 そうであるなら、例えば予定勤務時間や合計時間の予定とか、時間が分かればいいのではないかなと思います。1週3時間の月4週ですね。1週何時間で何週やるということで合計何時間、それでいいのではないのでしょうか。報酬が幾らは、教育委員会宛に通知してもあまり関係ないですね。1度ご検討いただいて、金額の方が、時間が把握しやすいのであれば、それはそれでいいのですが。このままでは、見本を見ないと申請者が書きようがないので、勤務時間が把握しやすい方法で書類が提出いただけるようにご検討いただければと思います。

○教育長 現状の通常の兼職兼業の様式において、無報酬でやるのか、報酬をもらってやるのかというところを明記しておりますので、今回はそれに準じた形で欄が設けてあるというのが経緯ですけれども、今、委員の方からご指摘をいただ

いたので、1 度検討をするということにしたいと思います。他によろしかったでしょう。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第 42 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 43 号 宮田・藤ヶ丘地区学校再編プロジェクトチーム委員の委嘱等について

○教育長 続いて、第 43 号、宮田・藤ヶ丘地区学校再編プロジェクトチーム委員の委嘱等についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第 43 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 44 号 江南市教育委員会点検評価員の委嘱について

○教育長 続いて、第 44 号、江南市教育委員会点検評価員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第 44 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 45 号 江南市いじめ・不登校対策協議会委員の委嘱について

○教育長 続いて、第 45 号、江南市いじめ・不登校対策協議会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

議案第 45 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 46 号 江南市教育支援委員会委員の委嘱について

○教育長 続いて、第 46 号、江南市教育支援委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第 46 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 47 号 江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について

○教育長 続いて、第 47 号、江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(子育て支援課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第 47 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 48 号 「こうなんマーブルタウン」の後援名義使用について

○教育長 続いて、第 48 号、「こうなんマーブルタウン」の後援名義使用についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○後藤委員 開催場所は滝学園となっていますが、その中で体育館とか、教室の一部とか、どのような場所を利用して行うのでしょうか。

○教育課長 場所について、代表者の方に確認をいたしました。過去のぎふマーブルタウン開催実績としましては、500 人程度、かなりの大人数が来るとい

とで、過去には7階建てのビルを全棟を借り上げて行うなど、かなり大規模なイベントとなっております。今回の開催場所につきましても、参加の予定人数が300人から500人と少し振れ幅があるのですが、その人数によって開催する場所を最終的に決定していきたいと説明を受けております。ですので、開催場所としては例えば体育館とかだけではなくて、校舎なども使った大規模な形の開催場所になると想定しております。

○後藤委員 開催日時の中で午前10時から午後3時までということで、お昼を挟むわけですが、タイムスケジュールが入っていないのでどういう形でお昼に行かれるか分からないのですが、チラシの中に入退場自由という表記もあります。これは始まりの時間に行かないといけないのか、途中からでも参加できるのか、その辺りがちょっと分かりにくいので、申請者に伺っているのでしょうか。

○教育課長 まず、お昼ご飯の話でございます。確認いたしましたところ、過去に16回やったイベントの中で、初めの頃はお昼の時間というのを設けていたそうです。ただし、子どもたちの中から中断しないで欲しいという意見が多く出たということから、昼食の時間は設けずに、継続して行うという形になったと聞いております。こちらのチラシの方に書いてあるとおり、親御さんとの約束で例えば何時に校門に集合ですとか、そういった形で集合時間を決めていただいて、お昼をとっていただくことは自由ですと。また、イベントのタイムスケジュールにつきましても、例えば1時から国王選挙を行いますとか、代表的な骨子は決めていますけれども、ほとんどのところを子どもたちの自主性と流れに任せていくということで、事務局も心配はありますが、過去にそれでつまずいたりとか、何か滞ったりとかいうようなことはないと聞いております。

○後藤委員 入退場自由というのは、途中で抜けてもいいよという意味合いと捉えてよろしいでしょうか。

○教育課長 はい。そのとおりでございます。

○後藤委員 あと参加申し込みの日時の開始日が入っていないようですが。

○教育課長 こちらは、今回の教育委員会の方で承認後、日付を入れて配布されるものと考えております。

○後藤委員 分かりました。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第48号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号 「江南市ゼロカーボンシティ標語募集」の後援名義使用について

○教育長 続いて、第49号、「江南市ゼロカーボンシティ標語募集」の後援名義使用についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(生涯学習課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○山田委員 49 ページの企画書の中の募集対象のところに、市内在住・在学・在勤の方、特に小学生の参加を促進とあります。チラシには小学生の参加を促進と書いていないので特に問題はないかと思いますが、企画書からは小学生に特別に何か重きを置いて活動をしようという意志を感じます。特に小学生に向けての PR とか、何かそういったことをお考えなのでしょうか。

○生涯学習課長 今回の標語募集というのは、今年が初めてではありませんが、改めて多くの小学生の方からも募集したいという気持ちから、小中学校の方にチラシを配布することを考えています。ただチラシにもありますように、受賞作品については、一般の方と特段分けることはせず、一律で表彰の方は審査の方はしていくと聞いております。

○山田委員 今まで活動していたけれども、今回初めて後援名義の申請を出すことによって小学生・中学生への募集の機会を増やすということを目的とされているということですね。

○生涯学習課長 はい。そのとおりです。

○山田委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案 49 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 50 号 「名古屋オーシャンズのふれあいフットサル教室」の後援名義使用について

○教育長 続いて、第 50 号、「名古屋オーシャンズのふれあいフットサル教室」の後援名義使用についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(スポーツ推進課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案 50 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 4 協議題 1 江南市議会 6 月定例会教育関係予算提案事項について

○教育長 日程第4、協議題に入ります。協議題1、江南市議会6月定例会教育関係予算提案事項についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

(教育部長、資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○岩田委員 県の栄養教諭の加配は、来年も続きそうですか。それは分からないのでしょうか。そうすると、毎年市の任用をこのように補正予算に計上していくという形になるのでしょうか。

○教育部長 今年も昨年度末に加配について分かりましたので、当初予算としては、来年度も不透明なところがあります。今年度同様の予算措置を計上していくという形にはなってきます。

○岩田委員 わかりました。総合教育会議に要望して、市長がもう1人増やしていいよと言ってくださったので予算が計上できたと思いますが、どちらにしても4人体制でやれるようにしていただけるといいかなと改めて感じました。

○教育長 貴重なご意見ありがとうございました。他はよろしいですか。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

協議題2 江南市立学校における食物アレルギー対応マニュアルの一部改訂について

○教育長 協議題2、江南市立学校における食物アレルギー対応マニュアルの一部改訂についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

(教育課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

△日程第5 報告事項

1 学校基本調査について

- 2 江南市私立高等学校等保護者負担軽減助成金交付要綱廃止について
- 3 江南市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱等について
- 4 江南市公民館運営審議会委員兼江南市社会教育委員について
- 5 江南市立図書館運営委員会委員について
- 6 江南市立図書館の令和7年度事業報告・モニタリング結果について及び令和8年度事業計画について
- 7 江南市民文化会館の令和7年度事業報告・モニタリング結果について及び令和8年度事業計画について
- 8 専決による江南市教育委員会の後援名義使用承認について
- 9 市教育委員会事務局各課行事予定について

○教育長 以上で、当局より提出されました案件等はすべて終了しました。これを持ちまして、教育委員会6月定例会を閉会いたします。

午前11時25分 閉 会